

往来手形について

会員 清木 素

(例一)

往来手形

一、此男女六人

右周防国富田村之住人紛無、御座候今度四国順礼願出候依之宗旨手形檀那寺より

判形取付申候常々御法度之宗門ニ而ハ、無御座候海陸共ニ御関所無相違御通キ可被下候

以上

毛利飛彈守領内 庄屋

寅六月十八日 善右衛門

所々御関所御窮

衆中様

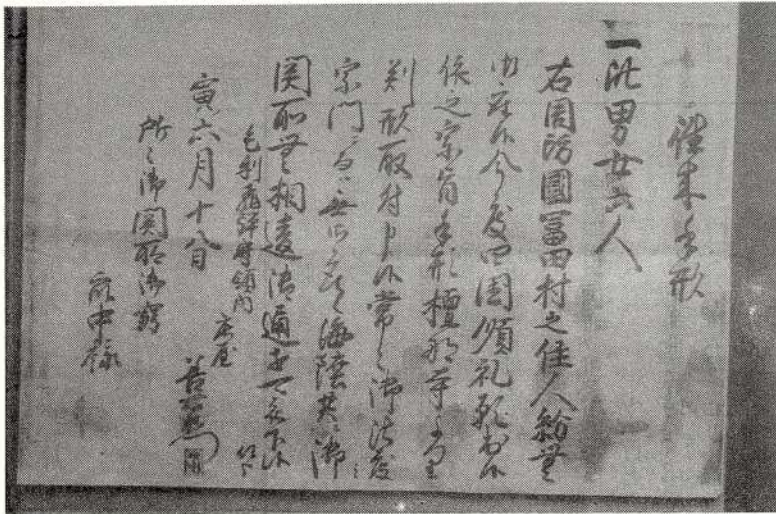
(注)毛利飛彈守は徳山藩三代元次、寅は元禄十一年か宝永七年か)

「この男女六人は紛れもなく周防の国、富田の住人である。このたび四国順礼を願ひ出たので、宗旨手形は檀那寺から判形を取り、禁制されている宗門ではないので、海陸の御関所を間違ひなく通らせてもらいたい」との意味の往来手形を庄屋岩崎善右衛門から各所の関所役人あてに出したもので、この手形は約二百八十年前の文書である。

当時はキリシタンを禁ずるために、日本人は仏教を信じなければならず、子どもが生まれるとかならずお寺へ届け出た。それを宗門帳に書きこんで自分の寺の信者であることを明らかにしていた。

その当時四国順礼(一般には観音の札所をめぐる順礼と區別して遍路といっていたようである)は今の徳島県(阿波国)靈山寺が一番で香川県大窪寺が八十八番となっている。

周防の国から四国へ行くとすれば、当時は苦しい旅で、陸を進み海を渡り、山野を越えていかねばならぬ不便の旅を思



い立つには、いまでは想像も及ばぬ、深い信仰心に燃え、強い意志で体を支え、難行苦行の末にたどりつく宗教的な充足感を予想してのことであった。

全行程は一四〇〇キロメートル以上もあるといわれ、歩けば六十日もかかり、いま車を利用して最低十日はかかると言われている。

この一枚の往来手形を見ると、春さきのうららかな陽光の中を白衣の上に、おいづるを着、手甲・脚絆・白足袋・金剛杖といった六人組の遍路さんが、右手には「南無遍照金剛」とか「南無観世音菩薩」と書いた白木の金剛杖を持ち、左手には緒のついた鈴をたずさえて、鳴らしながら歩いていく姿が浮んでくる。しかし眺める者には一篇の風物詩のように思えるかも知れないが、一方では心の中にさまさまの願いを秘め、その悩みは自分の力ではどうすることもできない罪の重荷を背負いながら、霊場から霊場へとさびしい旅を続けていたものだ。

身も心もしめつけられるような難所、ひたいに汗しながら辿りつく山中の寺、昔のこととて行き倒れてさびしく死んでいった遍路さんたちの墓が見える沿道を、旅のうちに仏を見出しご利益によって苦しみや悩みから救われることを夢みながら歩いて行った。観音菩薩や弘法大師に見守られながら、

その霊場をひとつひとつ進んで行くうちに、仏に従って難行苦行することによって、身に負った罪が消えうせて、清らかに輝く満月のように、仏の真実を悟り、永遠の心の自由を得ることができたのであろう。

また旅ゆく者とそれを迎える里人の善意が織りなすさまざまな交わりの中に心の平安を得ることができ旅のつかれから解放されることもあったのだ。

こうして苦しいけれど心の安らぐ旅から、われわれの祖先は数多くの霊験を語り伝えてくれた。

一 国まわりといい阿波の国だけをまわるとか、数年がかりで全霊場をまわったこともあり、七か寺、十か寺、十三か寺十七か寺詣などもあり、どのコースをとったかは分らないけれど、このような現実を越えた信仰の世界にたどりつくことの出来た祖先の確信は、この宗教的な充足感を誰にでも味わうことができるように、その地方々々に四国になぞらえて八十八か所霊場を勧請したのである。しかしその勧請する場合、昔のこと故いまの人々には想像もつかない難事業であったことを忘れてはならない。

(例二)

手形

(富田)姓 (辺)
一此者老人防州徳山領下村百性四国邊路龍

越候宗門旁かたがたしかなる隨成者、候条往来止宿等可預勘あすかりかん過候かへ已上

享保十六(一七三二)年

亥 毛利但馬守(五代広豊)

六月 廿日

本城九郎左衛門

諸所 御改衆中

(注)勘過一検べて通すこと)

(例三)

往来一札之事

一 芸州高田郡福原村 甚助

右者心願有之四国遍路、罷出申候、宗旨之儀者、代々浄土宗、而拙寺檀那、紛無御座国御関所無相違御通、可被下候、若行暮候節者、宿等被仰付可被下候、万一於何国相煩病死等仕候時者、其御所之御作法之通、御取埋可被下候、尤其節本國、者付届、及不申候、依而往来一札如件、

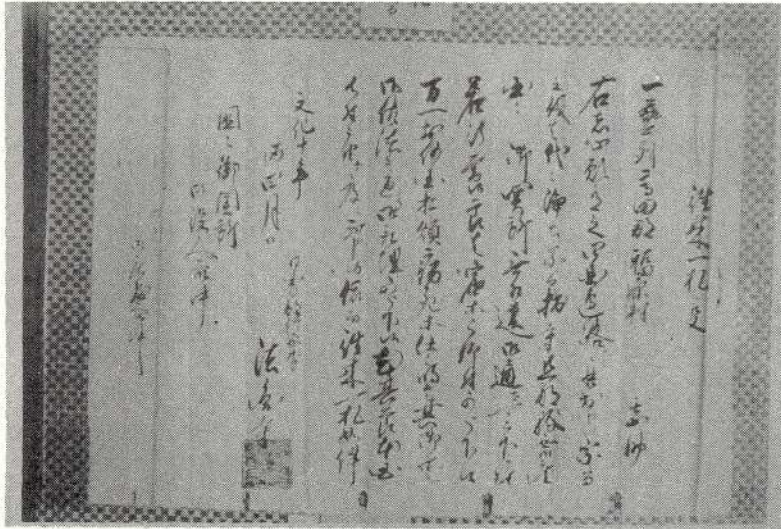
文化十年 同国同郡 竹原村

西 四月 日 法円寺

国々御関所御役人衆中

村々 御庄屋衆中

(例三)



途中病死も覚悟して出立ち、埋葬もその土地の風習に従い、
 本国へも付届けも無用とその信仰心の強さに心打たれるのみで
 ある。

(例四)

手
 防州都濃郡久米村百性弥^(姓)三七伊勢参宮并
 播州有馬入湯罷越候 宗門^{なまこ}旁相改無^い紛者、
 候条海陸無煩御通可被下候已上
 松平大膳大夫内
 文化四卯二月 ^(代意)石川庄左衛門
 諸所 御究衆中

(例五)

一札之事 ^(都濃)
 下毛利日向守殿領分防州津野郡富田村住吉
 丸直乗船頭權次郎船水主共二人乗客衆伊勢
 参宮人同行十三人乗合国元当六月四日出帆
 仕、追々罷登居候処乗合之内房吉と申もの一
 人同六日より病氣取繕船中種々介抱致シ同
 八日朝讃州多度津入船仕、醫師相頼療治預リ
 処格別之儀有之間敷癩氣候由被申付候ニ付

(下上 岩屋寺藏)

服薬相用。猶船中用意、菓貫へ候、而、同九日朝同前出帆仕、追々罷登居候処、直嶋ニテ汐懸、致居候内、次第、病氣重候ニ付、船中服薬相用、種々介抱仕、候得共養生不相叶、今十一日未ノ刻、赤穂沖ニテ終ニ相果候ニ付、御当浦へ入船仕、船宿湊屋嘉兵衛ヲ以貴院何卒御内々、御取置被成、下候様御願申上候処、右房吉相果候様子、遂一被成御吟味御許容被成、下則、当浦黒崎山根ニ土葬ニ御取置被、下候段難有奉、存候右死人房吉当申廿七歳宗旨之儀者、真言宗同郡富田村岩屋寺檀那ニ紛無御座候、然上者、右死人房吉儀ニ付以後何方より如何様之儀申出候もの有之候共、私共罷出急度申開、仕候而、貴院は勿論、当浦少しも御難相懸、申間敷候依、而一札、如件

防州津野郡富田村
(四熊村)

萬延元年申年 死人房吉従弟 浅五郎

六月十一日 同行惣代 藤次郎

同州同郡富田村

住吉丸直乗船頭 権次郎

播州赤穂郡坂越浦

船宿湊屋 嘉兵衛

播州坂越浦

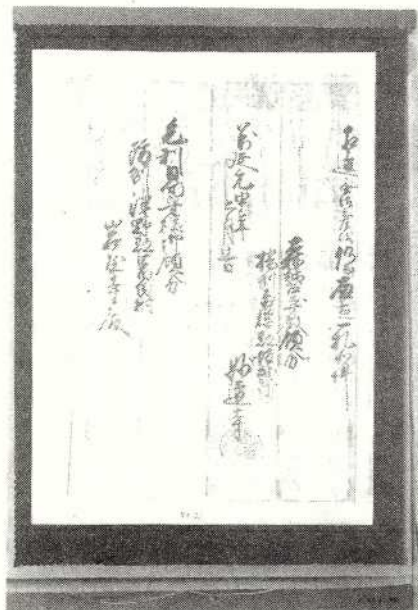
妙道寺様

右之通書附妙道寺様へ入置写し

伊勢参宮の途中、賴のため船中で死亡した房吉について坂越浦(赤穂)の黒崎山根に土葬して貰った同地の妙道寺様にその事について以後決して迷惑はかけませんと、房吉の従弟と同行惣代・船頭・船宿主人が連判で差出したもの。
(例五の二)

取置一札之事

一 貴院御檀中防州津野郡四熊村房吉ト申者同郡富田村住吉丸直乗船頭権次郎船ニ而罷登居候内、当月六日より賴氣自、病差發候由ニ而、讚州多度津ニ而醫師相頼療治服薬相用罷登候処、追々重病ニ相成候ニ付、種々介抱仕候得共、次第第二相重リ養生不相叶、今十一日未ノ刻、命終ニ及候ニ付、船宿湊屋嘉兵衛ヲ以、当寺内々取置候儀頼出候ニ付、右房吉病死ニ相違無之趣、承リ届授法名真證、則、当浦黒崎山根ニ致焼香令土葬候次第相違無御座候、仍、而取置一札、如件



森越中守殿領分

播州赤穂郡坂越浦 妙道寺

萬延二元申年 六月十一日

毛利日向守様御領分防州津野郡富田村

岩屋寺殿

赤穂妙道寺から房吉檀那寺岩屋寺へ土葬経緯につき報告し
たもの。

(例六)

宗旨手形

弥三七

一此 平介

利七

右三人衆中代々浄土真宗ニテ拙寺且那ニ紛
 無御座此度西国三拾三処巡礼之志願有之若
 何国ニ而茂相果候節ハ於其所乍御世話御処
 置被成可被下候 若宗門之儀ニ付御不審御
 座候ハバ拙寺御申訳可仕候 仍宗旨手形如
 件

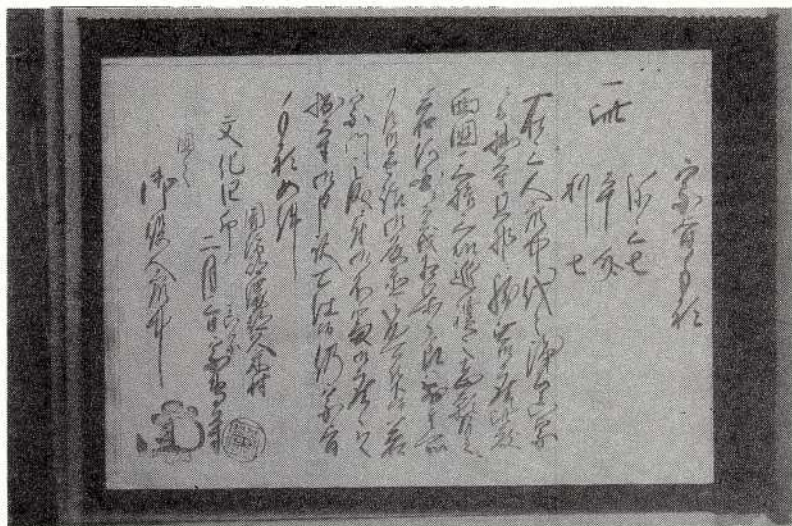
周防都濃郡久米村

(二八〇七)
文化四卯二月三日 真宗 宗專寺

国々 御役人衆中

西国三十三所巡礼の目的で若途中死去するようなことがあ
 ればその所で処置してほしいとの決死の意がうかがわれる。
 宗旨については且那寺が責任をもって申訳すると述べている。

(例六)



(例七)



(例七)

手形

一二十五石積七反帆船一艘

但船頭綱子共二人乗

周防国都濃郡徳山郡福川浦住居船頭

利兵衛

右就運行諸国罷越候条津々浦々無其煩様御
通可被下候以上

山口県

明治五申四月

西田実右衛門

兼重 淳 輔

諸所 御番衆中

(昭和五七年八月一日例会発表)